

【小規模多機能ホーム光の園おくら 料金表（2026年4月1日～）】

二級地：1単位あたり10.88円

小規模多機能居宅介護費 (一カ月間あたりの目安)		要介護度						
		要支援①	要支援②	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
単位数		3450	6972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
サービス利用料金の総額		¥ 37,536	¥ 75,855	¥ 113,783	¥ 167,225	¥ 243,265	¥ 268,485	¥ 296,033
介護保険から 給付される金額	1割	¥ 33,782	¥ 68,269	¥ 102,404	¥ 150,502	¥ 218,938	¥ 241,636	¥ 266,429
	2割	¥ 30,028	¥ 60,684	¥ 91,026	¥ 133,780	¥ 194,612	¥ 214,788	¥ 236,826
	3割	¥ 26,275	¥ 53,098	¥ 79,648	¥ 117,057	¥ 170,285	¥ 187,939	¥ 207,223
サービス利用に 係る自己負担額	1割	¥ 3,754	¥ 7,586	¥ 11,379	¥ 16,723	¥ 24,327	¥ 26,849	¥ 29,604
	2割	¥ 7,508	¥ 15,171	¥ 22,757	¥ 33,445	¥ 48,653	¥ 53,697	¥ 59,207
	3割	¥ 11,261	¥ 22,757	¥ 34,135	¥ 50,168	¥ 72,980	¥ 80,546	¥ 88,810
日割料金 (一日あたりの目安)		要介護度						
		要支援①	要支援②	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
単位数		424	531	572	640	709	777	843
サービス利用料金の総額		¥ 4,613	¥ 5,777	¥ 6,223	¥ 6,963	¥ 7,713	¥ 8,453	¥ 9,171
介護保険から 給付される金額	1割	¥ 4,151	¥ 5,199	¥ 5,600	¥ 6,266	¥ 6,941	¥ 7,607	¥ 8,253
	2割	¥ 3,690	¥ 4,621	¥ 4,978	¥ 5,570	¥ 6,170	¥ 6,762	¥ 7,336
	3割	¥ 3,229	¥ 4,043	¥ 4,356	¥ 4,874	¥ 5,399	¥ 5,917	¥ 6,419
サービス利用に 係る自己負担額	1割	¥ 462	¥ 578	¥ 623	¥ 697	¥ 772	¥ 846	¥ 918
	2割	¥ 923	¥ 1,156	¥ 1,245	¥ 1,393	¥ 1,543	¥ 1,691	¥ 1,835
	3割	¥ 1,384	¥ 1,734	¥ 1,867	¥ 2,089	¥ 2,314	¥ 2,536	¥ 2,752

※他、状況に応じて下記の加算が算定されます。

	要支援	要介護	
1.初期加算	○	○	1日につき30単位加算／利用日より起算30日以内
2.認知症加算Ⅱ	非該当	○	1月につき890単位加算（該当者に対して）
3.認知症加算Ⅳ	非該当	○	1月につき460単位加算（該当者に対して）
4.若年性認知症利用者受入加算	450単位	800単位	1月につき左記単位数を加算（該当者に対して）
5.訪問体制強化加算	非該当	○	1月につき1,000単位加算
6.総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	○	○	1月につき1,200単位加算
7.生活機能向上連携加算Ⅰ	○	○	1月につき100単位加算（該当者に対して）
8.サービス提供体制強化加算Ⅰ	○	○	1月につき750単位加算
9.介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	1月の所定単位数×14.9/100にて計算
10.科学的介護推進体制加算	○	○	1月につき40単位加算

【各加算の条件】	要支援	要介護	
1.初期加算	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●登録した日から起算して30日以内の期間の場合 ●30日を超える病院等への入院後に再び利用を開始した場合
2.認知症加算Ⅱ	非該当	○	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置した場合 ●認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ●当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
3.認知症加算Ⅳ	非該当	○	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護を行った場合
4.若年性認知症利用者受入加算	450単位	700単位	<ul style="list-style-type: none"> ●受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定めていること及び、個別の担当者を中心に、若年性認知症の利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供すること
5.訪問体制強化加算	非該当	○	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問サービスの提供に当たる常勤従業者を2名以上配置している場合 ●訪問サービスについては看護サービスを除く、従業者は保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く ●すべての登録者に対する訪問サービスの提供回数が合計で1月200回以上である場合
6.総合マネジメント体制強化加算	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種連携により、随時適切に見直しを行った場合。 ●利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合 ●日常的に利用者に関りのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している場合 ●必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している場合 ●地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している場合

7.生活機能向上連携加算Ⅰ	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●外部のリハビリテーション専門職等が、利用者のADL及びIADLに関する状況について、所属する事業所等のサービス提供時またはサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて、利用者の状態を把握し、助言を行った場合 ●外部のリハビリテーション専門職等の助言に基づき、サービス提供責任者が生活機能アセスメントを行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合 ●訪問介護計画書に、助言の内容を記載している場合 ●訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスを提供している場合 ●計画作成から3月経過後、目標の達成度合いについて、利用者及び外部のリハビリ専門職等に報告している場合
8.サービス提供体制強化加算Ⅰ	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●看護職員を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合
9.介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める ●新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする <p>※それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める</p>
10.科学的介護推進体制加算	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省が運用するデータベース「LIFE」は、利用者の状態やサービス内容等の情報を3月に1度報告すること。

【実費にて係る費用】

宿泊費			3,000円/1泊につき		
食事費	朝食		450円		
	昼食		600円		
	夕食		500円		
	おやつ代		150円		
主な実費分	洗濯機使用料	200円/1回	パット	50円/1枚	
	乾燥機使用料	200円/1回	リハビリパンツ	200円1枚	

<キャンセル規定>

利用者のご都合でサービスを中止する場合、実費に伴うキャンセル料を頂くことになります。

①ご利用日の前日までにご連絡頂いた場合	無料
②ご利用日の当日までご連絡いただけなかった場合	自己負担相当額の50%

※詳細につきましては、お電話にてお問合せください。